

# 横浜市環境影響評価条例施行規則の改正概要

## 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、都市計画法（昭和43年法律第100号）が改正されたことに伴い、横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正したものです。

## 2 改正の内容

都市計画法で規定される同意を要する場合の手續に関する規則第45条第1項の読替表及び第48条第5項について、都市計画法の内容と整合するよう都市計画法の引用条文を改めました。

※詳細は、新旧対照表をご覧ください。

## 3 公布・施行予定日

平成23年11月4日

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正【新旧対照表】

旧規則		改正規則	
(都市計画に定められる対象事業等) 第45条第1項 読替え表 (該当部分以外省略)		(都市計画に定められる対象事業等) 第45条第1項 読替え表 (該当部分以外省略)	
第32条	作成し、速やかに、市長	第32条	作成し、速やかに、市長
	作成し、都市計画法第18条第2項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は同法第19条第2項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画対象事業に係る都市計画の案の神奈川県都市計画審議会又は横浜市都市計画審議会への付議後市長及び評価書に係る都市計画が同法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣又は都道府県知事		作成し、都市計画法第18条第2項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は同法第19条第2項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画対象事業に係る都市計画の案の神奈川県都市計画審議会又は横浜市都市計画審議会への付議後市長及び評価書に係る都市計画が同法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第87条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣
(事業者が行う環境影響評価との調整) 第48条 (第1項から第4項まで省略) 5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに当該都市計画が都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣又は都道府県知事に当該評価書を送付するものとする。		(事業者が行う環境影響評価との調整) 第48条 (第1項から第4項まで省略) 5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに当該都市計画が都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第87条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣に当該評価書を送付するものとする。	